

2022年5月17日
金沢エナジー株式会社

金沢市と金沢エナジー株式会社との連携協力に関する協定の締結について

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：高井郁大）は、本日、金沢市（市長：村山卓）と連携協力に関する協定を締結いたしました。

本協定は、当社と金沢市との相互の緊密な連携と協力により、エネルギーの供給にとどまらず、地域が抱える課題やニーズに対応するとともに、SDGsの精神を踏まえて地域社会の持続的な発展に寄与することを目的として締結するものです。

【連携事項】

1. 地域の環境・エネルギーに関すること
2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
3. 地域の生活・文化に関すること
4. その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

<別紙1> 連携協力に関する協定の内容（概要）

<別紙2> 連携協力に関する協定書

<本件に関するお問い合わせ>

金沢エナジー株式会社

担当：地域エネルギー企画部

TEL 076 - 224 - 0130（代表）

以 上

金沢市の施策との連携を図ることにより、エネルギーの供給にとどまらず、SDGsの精神を踏まえた地域社会の発展に資する活動への貢献等を通じ、地域の皆さまの豊かな暮らしを支えます。

①地域の環境・エネルギー

- ・ゼロカーボンシティ実現への取り組み
 - ①カーボンニュートラルガスの導入
 - ②CO2フリー電気の地産地消
- ・社用車EV化，EVの普及促進
- ・環境教育，施設見学対応



②地域の安全・安心，災害対策

- ・災害時及び保安連携協定による各種情報の共有（4/1締結済）
- ・老朽管対策等の強化による災害に強いまちづくり
- ・上下水道事業との同調工事の実施



③地域の生活・文化

- ・地元人材，Uターン人材の積極採用
- ・地域イベント（金沢マラソン等）への協賛
- ・市民生活を応援する電気割引プランの提供（子育て世帯応援など）



④その他，持続可能な社会を実現するための施策

- ・イワナ・アユの稚魚放流活動
- ・金沢市の福祉関連事業への寄付
- ・こどもや地域の安全を見守る活動への参加



金沢市と金沢エナジー株式会社との連携協力に関する協定書

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、2者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、2者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月17日

金沢市（以下「甲」という。）と金沢エナジー株式会社（以下「乙」という。）は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡契約に基づき、次のとおり連携協力に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、2者（甲及び乙の双方をいう。以下同じ。）が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 2者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の環境・エネルギーに関すること
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (3) 地域の生活・文化に関すること
- (4) その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

2 2者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとし、当該事項を効果的に実施するための具体的な取組の内容及び実施方法は、当該取組ごとに別途取り決めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、2者のいずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(守秘義務)

第4条 2者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 2者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

甲 石川県金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市長

(自署) 村山 卓

乙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
金沢エナジー株式会社
代表取締役社長

(自署) 高井 郁大